

飲泉水検査について

飲用に供する温泉は、飲泉口において採取したものについて、年1回以上、一般細菌及び大腸菌群の検査を行い、別表の基準値に適合していることを確認することになっています。また、着色が認められる場合等必要に応じて、全有機炭素を測定することとなっています。

検査の結果が、不良の判定の場合は、直ちに飲泉を中止し、その原因を排除するよう利用基準（平成19年10月1日付け環自総発第071001002号）が定められております。

別表

検査項目	基準値
一般細菌	1mL 中の検水で形成される集落数が100以下であること
大腸菌群	検出されないこと
全有機炭素(TOC)	5mg/L 以下であること

<検査における注意事項>

一般細菌、大腸菌群は、試料採取後12時間以内に、全有機炭素は試料採取後24時間以内に試験することになっておりますので、検査の当日に試料を採取していただきます。